

天理市クリーンセンター（ごみ処理施設）の 移転・新設および処理の広域化について

平成27年6月11日 天理市

1 ごみ処理施設移転・新設の背景

天理市の現行のごみ処理施設は、

- 昭和57年の設置以来既に33年が経過し、老朽化が進み、近い将来、機能停止が懸念される。
- 施設維持のため、毎年、1億数千万円の修理経費が必要となっている。
- 10年以上延命するためには、多額の費用をかけて長寿命化をしなければならないが一時しのぎに過ぎず、いずれ新設が必要となる。
- 新設には、環境整備、建設に相当の時間を要し、早急に着手することが必要である。
- 現施設を稼働させながら、敷地内または隣接地での建て替えは困難である。ことから、早急に移転先を確保し、新設することが必要となっています。

2 移転候補地について

ごみ処理施設用地について

- ①必要な敷地面積、土地の利用状況、土地の所有関係等確保のしやすさ
- ②ごみ収集車のアクセスのしやすさ、通過経路
- ③周辺の住居等の立地状況
- ④ごみ収集運搬にかかる経費
- ⑤市民等の直接持ち込みなどの利便性

の観点から総合的に判断し、

- ・一定面積の平坦な土地が確保できる。
- ・土地の所有者がほぼ1者である。
- ・名阪天理インター及び天理東インターを經由してごみを持ち込むので、ごみ収集車が天理市街を通過し交通に影響が出ることはほとんどない。

ことから、天理市岩屋町、檜町にまたがる土地を候補地として選定し、所有者である天理教本部から賃借することで合意しています。

3 新設する施設について

- 現行のごみ処理施設は1日220トンの処理ができる焼却炉を備えていますが、前記候補地では、最大で約400トン程度の処理規模の施設立地が可能となります。
- プラント排水は濾過処理により基本的に全量施設内で再利用します。
- 雨水については、ごみ処理施設への流入を防ぐとともに、敷地からの排水は、大和川流域調整池技術基準に基づき流出抑制対策を講じます。

4 当該施設を契機とした新たな地域振興策の検討・推進

ごみ処理施設の整備を契機に、当該施設及び周辺地を活用する新たな地域振興策を検討・推進することが重要だと考えています。ごみ処理施設の立地を受け入れていただく周辺住民の方々に十分配慮して、健康増進施設、保養施設、防災拠点施設、地域の活性化に資する施設等について、全国の先進事例も研究しながら、ふさわしい環境整備を検討・推進します。

5 整備スケジュールについて（現時点の想定）

- | | |
|----------------------|---|
| 平成27年度 (1年目) | ○地元住民等への説明 ○広域処理の枠組み（構成市町村）の検討・協議 ○首長会議（検討協議会）の設立 ○各市町村による推進合意（各市町村の広域処理にかかる業務範囲・負担金等についての基本的な考え方、及び推進スケジュール等について） ○実行組織（一部事務組合）の設立 |
| 平成28～31年度 (2～5年目) | ○環境影響評価 ○施設整備計画・設計 ○地元住民への説明 ○都市計画上の手続き |
| 平成32～34年度 (6～8年目) | ○施設建設 |
| 平成35年度 (9年目) | ○供用開始 |

○以上を基本に、整備に当たっては、

- ・ごみ処理の安定的な継続
- ・広域処理（スケールメリット）による建設・維持管理費負担金の大幅縮減
- ・ごみ処理施設の整備を契機とした新たな地域振興策の検討、推進を図ることを目的に、県と市町村が推進する「奈良モデル」により、広域処理の実現を目指したいと考えています。